

## 職員の給与に関する報告及び勧告に関する決議

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

この趣旨に則り、特別区においては、特別区人事委員会が職員の給与水準について勧告を行っており、本年も平成25年10月9日に、「職員の給与に関する報告及び勧告」が報告されたところである。

これによると、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与）の支給割合とおおむね均衡しており改定なしとしているが、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を上回っている588円、0.14%の公民較差を解消するため、給料表の引き下げ改定を求めている。

一方、政府は、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「3本の矢」でデフレ脱却を目指す方針を掲げ、これらの経済政策を暮らしに反映させたいとしている。さらに、首相は、賃上げ、一時金で経済を良くして多くの国民が景気の変化を実感できるように協力してほしいと、経済団体に働き掛けてきている。

このような、社会経済情勢の中、千代田区議会としても、公務員の給与について、景気回復につなげる視点から検討することも必要と考えている。

については、今後、勧告に当っては、現行の「職種別民間給与実態調査」に基づき民間従業員の給与等の実態との均衡を図るとの視点だけでなく、直近の社会経済情勢への対応の視点を加味することについても、検討を求めるものである。

以上、決議する。

平成25年10月17日

千代田区議会